

令和2年 第10回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和2年10月12日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第10回会議議事録

- 1 開催日時 令和2年10月12日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 19名
- |       |           |       |           |       |         |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|
| 1番委員  | 榎 洸 武 重   | 2番委員  | 星 野 敏 雄   | 3番委員  | 内 海 博 光 |
| 4番委員  | 高 橋 公 利   | 5番委員  | 廣 田 尚 夫   | 6番委員  | 石 坂 哲 次 |
| 7番委員  | 今 井 育 男   | 8番委員  | 吉 野 拓 夫   | 9番委員  | 星 野 榮 一 |
| 10番委員 | 阿 部 均 司   | 11番委員 | 森 下 一 郎   | 12番委員 | 本 多 偉 男 |
| 13番委員 | 本 多 通 治   | 14番委員 | 原 澤 幸 好   | 15番委員 | 原 澤 章   |
| 16番委員 | 田 村 隆 司   | 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 18番委員 | 高 宮 玉 江 |
| 19番委員 | 高 橋 久 美 子 |       |           |       |         |

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員

1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 鈴木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之  
書記 我 妻 園 華

7 会議に附した事件

- 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第44号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）  
議案第45号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項

- (1)農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に1番榎洸武重委員・2番星野敏雄委員を指名し議事に入る。

続きまして、本日の議事でございますが、最初に、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件 1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明をいただきました。

この件につきましては、○担当の6番の石坂委員に現地調査の確認をお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

6番委員

6番、○地区の石坂です。

10月3日の午後1時過ぎに、譲受人の○○氏に案内され、現地調査をしました。

東が川沿いの土地で水田に区切られたところから青い印があるんですけども、その点が境目がはっきりしないんですけども、地元の土地と混ざっているという話だったので、青く囲まれたところの北側のところで2つに分かれているんですけども、その辺が土地ということでした。

現地調査に行ったときも、収穫が終わっていて調査の結果、権利を取得しようとするものは何かトラクターとか新しいものを買って、意欲あり妥当だと思われれます。その他の面積も1反以上であるという、これも適当と思われれます。申請農地の周りは稲の耕作をしており、支障はないと思われれます。大雨による水害等は、水路がまもっていたので見受けられませんでした。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいま現地の確認についてご報告をいただきましたが、この案件に関しまして、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

なければ、申請のとおり許可を決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について、お願いいたします。

事務局

そうしましたら、3ページをお開きください。

議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件 5件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いします。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1番の〇の〇〇さんにつきまして、現地の確認調査を1番の  
櫛淵委員にお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

1番委員

1番の櫛淵武重です。

実は、昨日、現地を確認したばかりでございます。

それで、事務局とちょっと重複しますが、昨年、農振除外で皆さんにも見て  
いただいた場所なので、取りあえずそれなりに何か不備起こっているかなどと  
いうこともございませんので、現状、そういうことになります。

それで、当初はちょっとおくりと同じ地主さんの梅林があってその手前にあ  
る全部かなり面積、申請地があるんですが、500㎡以下253平米で今回申  
請に至っております。

皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

これについては、昨年度の農振除外事案で見られた方も多いと思いますが、  
その点に限らず、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

（「なし」の声）

なければ、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、よろしゅうござい  
ますか。

（「はい」の声）

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号2番、〇で、これにつきましても1番の櫛淵武重委員に現  
地の確認調査の結果を報告をお願いしたいと思います。

1番委員

1番の櫛淵武重です。

これも先ほど事務局がおっしゃっていただいたように、農振除外のときに見  
ていただいております。

上方というか、北側にちょっと農地があるんですが、これは10月7日に現  
地を確認させていただきました。

それで、北側に農地が少し残っておられるんですが、そこで耕作されている  
ものは、肥培管理はしてあってるんですが、耕作されているものではなくて、何  
もないなというふうにもこれも致し方なしかなという感覚を持って見てまいり  
ました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

これにつきましても、先程申し上げたとおり昨年度の農振除外のときの位置  
は確認されている方も多いかと思いますが、質問、意見等がございましたらお  
願いいたします。

特にないようでしたら、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定いたします。

続きまして、3番、〇、〇〇さんの件につきましては、2番の星野委員に現地の確認調査をお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

2番委員

2番の星野敏雄です。

10月4日に現地を見させていただきました。その時点で、転用が遅滞なく確実にできるかどうかということで調書等を見たんですが、既に転用をすぐに着工したいということでありました。

申請面積については二三男用地ということで、今回500平米以内ということになっているわけですが、多少のくい打ち方等によって若干500より増えたというふうな形です。面積的にはやむを得ないかなというふうに捉えています。

それから、周辺農地の支障の条件ということなんですが、二三男用地で既に現地を取っておりますので、周りに何軒かうちが建っております。周辺に及ぼす影響はないものと考えられます。それと、転用によって生ずる付近の農地への影響なんですが、これについても、3番で言ったように影響がないということでございますので、ほとんど問題はないかなと思われま。

以上、現地を見た結果がそういうことで、その後に司法書士の方に内容等をいろいろ聞きまして、先ほど申したとおりのような状況でございます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

この件に関しまして、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

なければ、申請のとおり決定をしたいと思いますですが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号4番、〇の件ですが、これにつきましては、3番の内海委員のほうに現地の確認調査をお願いしてございますので、結果の報告をお願いいたします。

3番委員

3番、〇担当の内海博光です。

10月3日に現地を確認してきました。

場所は、昨年、農振除外の確認をしたところですが、〇〇の相向いがあります。

本人は当時からの夢を実現するために、今、毎日4時起きで埼玉まで週3日、うどん屋の修行に行っております。そして、麵打ちのうどん屋の建物を申請するものであります。ですから、位置については確実に実行ものと思われま。

申請面積につきましては、ちょっと進入路が狭いかなと思ひまして、なるだけ今度取得できるような話向きにもなりました。また、周辺農地の転用状況に

よって、そして転用によって生ずる付近の農地、農作物の被害ということですが、これも、これは付近の農作物が逆に主品の建物に対してどう影響するかということの問題なんですけれども、とにかく隣が果樹園だったりするので、当然消毒をするわけですね、この辺は耕作者との話合いがもたれておりまして、もし問題があればその都度話ということで話は通してあります。でありますから、確実に本人の夢は実現するものと思っております。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただきました。

これにつきましても、昨年度の農地除外のときに現地の確認をされている方も多いと思われませんが、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり決定をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、5番、〇の〇〇さんの案件です。

これにつきまして、5番の廣田委員に現地の確認調査をお願いしてごさいます。調査結果の報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇地区担当の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

10月7日夕方、現地を見てきました。

場所的には、〇の〇〇より下へ300mほどで、耕作はしていない踏み固められた畑の状態でした。現地は、北が近隣住宅、西、南は道路、東は踏み固められた畑の状態です。

転用目的は、一般専用住宅ですが、申請書、設計図、融資の書類が確認でき、また、位置の確認で、事務局の小林さん経由で携帯電話を使用してもらい、9日夜、本人の意思が確認できました。施工は確実と思われれます。

申請面積の妥当性ですが、271㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われれます。周辺農地の営農条件への支障は特になく、転用することによって生じる周囲の農地の作物被害ですが、連動する農地で支障が発生する状況にはないと判断されます。また、想定される被害等もないと思われれます。

その他の懸念事項は特に見当たりません。

よろしくご審議をお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいた件でございますが、この件に関しまして、皆さんのほうから質問、意見等がございましたらお願いいたします。

ないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第44号なんですけど、議案第44号 農用地利用集積に関

する案件なのですが、ここに今まで違って一括方式という形の記載があるので、ちょっと今までに見られないところがございますので、その点も含めて事務局より説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、一括方式についてご説明をさせていただきます。

今まで、農地バンクから農地を借りる場合は、市町村の集積計画と機構の配分計画、皆さんいつもご審議をいただいているやつなんですけど、この2つを行いますと非常に時間を費やすということで、今年度、令和2年度から農地バンク法の改正で、その申請手続きが簡素化されました。具体的にいいますと、出し手と受け手が決まっている場合は、町の集積計画のみで権利設定ができるというふうになりました。この手続きが、ここに書いてあります一括方式ということになります。

今後、2つの議案が出る場合があります。農地バンクを通さない利用計画、それと、農地バンクを通した利用計画、こういったものが出てきますので、ご承知おきいただきまして、これより議案第44号のご審議のほうに入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局

では、6ページをお開きください。

議案第44号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件 15件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

畑は、賃貸借の通年7,712㎡、使用貸借の通年1万249㎡、利用権存続期間は10年、1万7,961㎡、合計は1万7,961㎡です。貸し手は15戸、借り手は3戸でございます。

8ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明が終わりました。

今までは別々に議案として諮ってきたのが、そういった法改正によりまして、既に貸付人借受人両方が決まれば一括方式でできるという形での議案ですが、この内容は8ページにございますが、この件に関しまして、皆様方のほうから質問、意見等がございましたらお願いいたします。

特になければ、議案のとおり決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第45号 農地に該当しないことの証明願について、事務局よりお願いいたします。

事務局	<p>そうしましたら、9ページをお開きください。</p> <p>議案第45号 農地に該当しないことの証明願について。</p> <p>農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。</p> <p>1、別紙調書に記載のとおり。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>◇（議案書・順次、朗読説明）</p> <p>なお、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。</p> <p>先般、8月にも農振除外審査会でお世話になりました〇〇の太陽光発電として、内容をご説明させていただきましたが、その際、その結果でも特段のご意見等はなかったかというふうに思います。その後、県の利根沼田農業事務所及び本課であります農構課とも打合せをした中で、周辺農地の広がりや申請地そのものの状況等を考慮した結果、農地法に基づいて農業委員会による非農地証明が可能ならば、その後の処理として職権にて農振計画から当該地を外す手だてがあるという指導を受けました。その内容を関係者に相談したところ、本日の議案に至った次第でございます。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局のほうから説明が終わりました。</p> <p>これについては、何かご意見ございましたら。</p> <p>現地、1番の榊委員に確認をしていただいております。調査結果の報告をまず最初にお願います。</p>
1番委員	<p>10月の7日に事務局の2名の方、それから〇の推進委員さんの阿部さんと現地を確認というか、現状を見に伺ったわけでございます。</p> <p>その中で、先ほども言ったように、農振除外で当初出てきた箇所です。それも皆さんに事務局が何回か、2回ぐらいかな、何回か説明をなさって、どうしようかなという方法を取っていた案件でございます。</p> <p>現地を確認した中で、何と申し上げていいかな、皆さんから特段の異議というか、これはいかんという意見がなかったものですから、俺もそれに同調するという格好を取っておりますが、こういう方法はあるのかということだけ一言加えて、以上です。終わりにします。</p>
議長	<p>現地の調査について報告をいただいたところでございますが、現地をみるとかなり荒廃した感じでございます。</p> <p>この件に関しまして、皆さん方のほうから質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
15番委員	<p>15番、原澤です。</p> <p>この件だけじゃないんですけれども、農振、この場所は農振ですね。もし農振かかっていて、このように荒れているような場所があれば、非農地として認められるのでしょうか。ここの場所ですね。特に何か決まっているのか。</p>
事務局	<p>ただいまのご質問なんですけど、今、農業委員さんの協力を得ながら、推進委員さんが農地パトロールを行っております。この中で、あくまでも山林化して</p>



るというものB判定ということになって、そのB判定をこの農業委員会が非農地として判断すれば、今みたいな証明願が農振農用地でもできるということです。

ただ、何でもかんでも荒れているから非農地証明というんじゃなくて、周りの農地、ここをまた整地すれば、一体の有効利用が活用されるというような判断が出た場合は、これは農業委員会がこれは駄目ですよというわけで、除外にはならない。非農地としての判断ができないということですが、よろしいでしょうか。

15番委員 そのとき、土地の面積とかそういうのは関係ないんでしょうか。

事務局 基本的に現場が筆でやっていますので、ここですと非常に大きい山間部大きいですけども、これは農地法の2条の農地に該当するかという判断で、面積は特に問わないということで、あまり大きなものになりますと、今度は周りの農地に影響が出ますので、それはまた見方が違うと思うんですが、基本的には面積は不要だというふうに認識しております。

以上です。

議長 ほかに質問、意見等がございますか。  
事務局。

事務局 今ご指摘あったように、公益性ということなんですが、私、事務局として一番しているのは、今まで農振除外ですと、先ほど原澤委員が言ったように、面積で何平米というような判断ですか、これだと一括どーんと山間部、これ何が一番心配かということ、非農地判断された後に地目変更が何になるかというのは、農業委員会から離れてしまいますので、いたずらにやられてしまうと、同時に税金がどーんと上がる可能性などがあります。そういったやっぱり農業者への配慮も考えながらこういった判断をしないと、非常に危険なものというように考えています。

以上です。

議長 ほかに質問等がございますか。  
初めてのケースでございますが、こういった形で農振除外、農用地内でやっても農振除外ができるという形の判断をできるという形ではありますが、これに対しまして、皆さん方の質問、意見等がなければ、非農地判断を農業委員会でさせてもらいたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、これにつきましては、番号1番、2番につきまして、非農地判断をして、農地に該当しないということで証明を交付することに決定をさせていただきます。

以上で議案は終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項の1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありますので、報告いたします。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

それでは、10月1日に届出がございましたので、受理をいたしましたので、報告をさせていただきます。

ほかにその他報告事項ございますか。

（「なし」の声）

なければ、その他に移ります。

議事及び協議・報告事項まで終了いたします。

では、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局

1件、ご報告させていただきます。

お手元の一枚資料で、令和2年農振除外現地確認という資料をご覧くださいと思います。

この農振除外の関係は、今年は申請件数が20件と、昨年が19件で、また今年も20件と非常に多い状況になりました。主に住宅用地というのが多いんですが、中にはいろいろな案件がございます。

昨年に引き続いて現地調査を行うんですが、今のこの新型コロナウイルス対策の関係で密にできないということで、今年度は2班に分けて現地調査をしていただくかということをお会長と副会長のほうにご相談をさせていただきました。

なるべくここに書いてありますように、農業委員会の前の午前中に半日で作業を終わりにしたいというふうに考えております。2班ということなんですが、この案件のあった地区担当者の担当委員の中でご協力いただけてほしいというふうに考えております。まだスケジュール詳細は決まっておりませんが、今の案としてご承知していただいて、今月末までには具体的なスケジュール等お配りできると思いますので、ご了承をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ただいま事務局より説明をいただいたんですが、新コロナの対策として、密にならないように、今年度につきましては2班で、それぞれ該当する委員さんを含めて現地調査を確認したいということでございます。

よろしくお願いいたします。

そのほかに事務局からその他ありますか。

（「なし」の声）

なければ、本日の委員会を終了したいと思います。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時14分〕